

# 三浦市立病院

売店運営事業及び入院セット販売運営事業に係る貸付  
仕様書

令和6年5月24日

三浦市立病院

## 1 件名

三浦市立病院売店運営事業及び入院セット販売運営事業に係る貸付

## 2 病院の概要

### (1) 所在地

神奈川県三浦市岬陽町4番33号

### (2) 許可病床数

136床(病棟数 3病棟(2階病棟42床、3階病棟47床、4階病棟47床))

### (3) 診療科目

13科(内科、神経内科、外科、整形外科、産婦人科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、麻酔科、脳神経外科、泌尿器科、皮膚科)

### (3) 施設の概要

ア 建物構造等 鉄筋コンクリート造 地上4階 地下1階

イ 敷地面積 13,756.53 m<sup>2</sup>

ウ 建築面積 3,124.15 m<sup>2</sup>

エ 延べ面積 9,389.85 m<sup>2</sup>

### (4) 職員数

284人(令和5年3月31日現在・会計年度任用職員を含む)

### (5) 実績

(単位：人)

| 項目            | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  |
|---------------|--------|--------|--------|
| 入院患者延数        | 40,388 | 40,993 | 38,016 |
| 外来患者延数        | 63,315 | 67,765 | 69,479 |
| 1日平均<br>入院患者数 | 111    | 112    | 104    |
| 1日平均<br>外来患者数 | 261    | 280    | 286    |

## 3 仕様書の目的

本要求仕様書は、三浦市立病院(以下、「当院」という。)において、事業者が売店運営事業及び入院セット販売運営事業を実施するにあたり、当院が必要とする条件等を定めるものである。

## 4 事業概要と目的

本事業は、事業者が当院から借り受けた(あるいは貸付を受けた)場所において以下の事業を実施することにより、当院の利用者等の利便性の向上、職員の福利厚生の実現を図ることを目的とする。

(1) 売店運営事業

本事業は、当院の売店スペースにおいて飲食物、日用品、医療衛生材料等の販売・運営を行う。

(2) 入院セット販売運営事業

本事業は、当院の入院患者及びその家族に対し、入院生活に必要な寝巻、タオル等を洗濯付きで提供し、及び、日用品等の患者負担となる物品（以下「入院セット」という。）を支給する。

## 5 貸付期間

貸付期間は、令和6年11月1日から令和11年10月31日の5年間とする。

ただし、事業開始に向けた各種準備作業及び事前工事等については、上記の期間外であったとしても、本事業範囲内に含むものとする。

## 6 貸付場所

(1) 場所

神奈川県三浦市岬陽町4番33号 三浦市立病院の一部

(2) 主要用途

ア 売店の設置・運営

イ 入院セット販売の手続・運営

(3) 貸付面積

ア 売店運営事業

売店 19.57 m<sup>2</sup>、売店倉庫 3.07 m<sup>2</sup>

詳細は別紙のとおり。

イ 入院セット販売運営事業

| 貸付場所         | 貸付面積                 |
|--------------|----------------------|
| 地下1階リネン庫の一部  | 約 3.5 m <sup>2</sup> |
| 地下1階中央倉庫の一部  | 約 5.6 m <sup>2</sup> |
| 1階放射線科内倉庫の一部 | 約 0.8 m <sup>2</sup> |
| 1階救急外来の一部    | 約 1.1 m <sup>2</sup> |
| 1階健診室の一部     | 約 0.2 m <sup>2</sup> |
| 2階病棟の棚の一部    | 約 3.3 m <sup>2</sup> |
| 3階病棟の棚の一部    | 約 2.3 m <sup>2</sup> |
| 3階病棟器材室の一部   | 約 0.9 m <sup>2</sup> |
| 4階病棟の棚の一部    | 約 3.3 m <sup>2</sup> |
| 合計           | 約 21 m <sup>2</sup>  |

※1 具体的な場所や面積、その他ランドリーボックスの設置場所等については、当院と協議の上決定するものとする。

※2 上記の面積は1段分の面積を掲載。

## 7 事業内容と諸条件

### (1) 売店運営事業

#### ア 貸付場所

6 (3) アのとおり。

#### イ 営業日・時間

原則として24時間営業とすることとし、営業時間中は患者、当院職員(委託事業者職員も含む)が利用可能とすること。

#### ウ 取扱商品

- ・ 飲料、菓子類等
- ・ 軽食(弁当、惣菜、おにぎり、パン、サンドイッチ、スイーツ等)
- ・ 日用品類等
- ・ 医療衛生材料等

ただし、上記商品については、開店後に段階的に納入することも可能とする。

#### エ 決済手段

- ・ 現金での決済が可能なこと。
- ・ 交通系電子マネー又は流通系電子マネー若しくはその両方の利用が可能であること。
- ・ クレジットカードによる支払いが可能なこと。

#### オ 取扱禁止商品

酒類、タバコ、成人向け図書、その他病院が療養に適さないと判断する商品を取り扱わないこと。

#### カ 販売価格

地域の標準的な価格を参考にして、できるだけ安価に設定すること。

#### キ ごみ処分

売店運営において発生した事業ごみについては、病院のルール及び関係法令を遵守すること。

#### ク その他

- ・ 入院セットの申込が出来るように努めること。
- ・ 商品等の搬入時間帯及び経路については、病院の承認を得ること。
- ・ 店舗内はもとより物品の搬出入ルート等は常に整理整頓や清潔保持に努めることとすること。
- ・ 大規模な災害の発生時は、商品在庫を提供する等、可能な限り協力すること。
- ・ 車椅子利用者や体の不自由な方が利用しやすいよう物品等の陳列には十分配慮すること。
- ・ 事業に係る苦情等については、運営事業者が責任を持って適切に対応すること。
- ・ 営業条件等について改善すべき事由が生じた場合は、病院と協議し、速やかに必要な措置を講ずること。
- ・ 関係法令に基づき、営業に必要な申請・届出等は運営事業者が行うこと。

### (2) 入院セット販売運営事業

#### ア 貸付場所

6 (3) イのとおり。

#### イ 運営時間

事業従事者は、平日、祝日、土曜日の8:30~17:00の時間帯で常駐し対応すること。緊急入院時にも入院セットを提供できる体制を整備すること。また、導入前後には、当院職員への説明会の実施及びサポート体制をとり、円滑な事業の実施に努めること。

#### ウ 事業内容

##### (ア) セット内容

セット内容は下表のとおりとする。

| 項目          | 利用内容                                              |
|-------------|---------------------------------------------------|
| 入院セット       | 寝巻類 (甚平・ガウン・介護寝巻)<br>タオル類 (バスタオル・フェイスタオル・おしぼりタオル) |
| オプションセット①   | 歯ブラシ、歯磨き粉、ティッシュ、コップ、ボディソープ、リンスインシャンプー、ハンドソープ      |
| オプションセット②   | 入れ歯洗浄剤、入れ歯カップ、口腔ケアスポンジ、すい飲み                       |
| オプションセット③   | 下着、肌着、靴下                                          |
| 紙おむつセット A   | 各種紙おむつ (終日使用の方)                                   |
| 紙おむつセット B   | 各種紙おむつ (術後、バルーン使用の方)                              |
| Cセット (短期入院) | 寝巻、フェイスタオル、使い捨てスリッパ、ポケットティッシュ                     |

※ 上記内容は、貸付期間中においても、当院と事業者で協議の上、変更できるように努めること。

##### (イ) 利用料金

入院セットの利用料金については、下表の現在の提供価格を超えない範囲でセット (項目) 毎に価格を設定すること。

| 項目               | 現在の提供価格<br>(税抜) |
|------------------|-----------------|
| 入院セット (日額)       | 367 円           |
| オプションセット① (日額)   | 144 円           |
| オプションセット② (日額)   | 97 円            |
| オプションセット③ (日額)   | 106 円           |
| 紙おむつセット A (日額)   | 585 円           |
| 紙おむつセット B (日額)   | 344 円           |
| Cセット (短期入院) (日額) | 400 円           |

※ 上記内容は、貸付期間中においても、当院と事業者で協議の上、変更できるように努めること。

##### (ウ) 商品管理

- ・ 物品は常に清潔なものが当院の指定した場所へ保管されており、入院患者の申し出等に応じ、配布することができる数量が常時確保されていること。また、商品内容に関しては当院職員の希望を反映したものであること。
- ・ 物品の発注・納品、その他運営上必要な物品の管理を通切に行うこと。なお、使用後の入院セットの洗濯業務に関しては、適切な洗濯を実施することとし、医療関連サービスマークの認

定を受けている業者等が行うこと。

- ・ 病室毎に貸し出し病衣・タオルの回収箱を設置しかつ汚れ物を回収すること。
- ・ 物品の最終検品を行い、汚染・破損等がないように利用者に提供すること。

(エ) 配布業務

- ・ 運営事業者が雇用する専属職員が入院患者のベットサイドへ入院セットの配布を行うこと。
- ・ 適宜申込内容を確認し病室での申込希望がある場合も対応すること。

(オ) 入金管理

- ・ 運営事業者は、利用料金の請求・回収を行うこと。料金の請求は申込者個人とし、当院へは請求しないものとする。
- ・ 利用料金の回収時に未収金が発生した場合は適切に管理すること。
- ・ 利用料金の支払い遅延や請求書の再発行により遅延金・再発行手数料が生じる場合、患者負担を考慮し、運営事業者が負担するものとする。

(カ) 運用事項

- ・ 使用後の入院セットの洗濯業務を除いて、本事業において再委託は禁止する。
- ・ 業務従事者は運営事業者が雇用し他社に業務委託しないものとする。
- ・ 運営事業者は、サービス導入 1 週間前から運営事業者の業務従事者を常駐させ、既存の入院患者への説明をすること。
- ・ 運営事業者は、入院セットサービス運営に関わるあらゆる業務に対応可能な担当者が訪問等を行い、運営に問題がないか常に確認すること。
- ・ 運営事業者の責任において利用者からの苦情や問い合わせ等に対する窓口（コールセンター等）を設置し、入院セットの案内書に電話番号を掲載する等して、苦情や問い合わせ等に対し適切に対応（原則、休業日を除く、毎日）すること。なお、具体的な対応時間については、当院と協議するものとする。
- ・ 入院セットの手続等においては、売店内において実施できるようにすること。

(キ) 衛生管理

運営事業者は衛生管理及び感染症対策について関係法令等を遵守するとともに、衛生管理については万全を期すこと。入院セットの提供に携わる専属職員については、感染対策の教育を行い、その実施した結果を報告できる体制を構築すること。専属職員の交代の場合も、同種の教育を実施すること。

## 8 使用料等

売店運営事業における電気・光熱水費については、契約金額とは別に使用料（実費）に応じた金額を徴収するため、確実に納付すること。

## 9 費用負担

- (1) 事業実施にあたり必要な改装や設備に要する費用及び運営にあたって必要な備品等に係わる費用は、運営事業者の負担とする。

ただし、既存施設の改修等において、施工内容等を病院担当者及び工事施工者と十分に打合せを

行った上で、病院と積極的に連携を図り、確実な事業の立上げを行うこと。(※電気・建築・空調・衛生・機器等の施工図及び竣工図を作成し、提出すること。)

- (2) 事業の契約期間が終了した場合又は期間の途中で事業を廃止した場合における撤収費用及び原状回復に関わる費用は、運営事業者の負担とする。
- (3) 内線電話（PHSを含む。）は病院にて設置する。

## 10 貸付料

- (1) 事業者は、入札により提示した貸付料に消費税及び地方消費税を加算した金額を月額貸付料とする。なお、支払方法は当院の指示に従うこと。
- (2) 事業者は、事業ごとの毎月の売上額を報告すること。

## 11 事業者の責務

### (1) 一般注意事項

事業を遂行するに当たって、当院が公的医療機関として市民に適切な医療サービスを提供するものであることを認識し、接遇等、従業員教育及び物品の衛生管理等に十分配慮しなければならない。

### (2) 関係法令の遵守

関係法令を遵守し、当院利用者の信頼を失うことのないよう細心の注意を払わなければならない。

### (3) 機密の保持及び第三者への提供の禁止

ア 事業の履行に当たり知り得た機密を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。また、あらかじめ当院が書面により承諾した内容を除いて、事業の履行により知り得た情報を第三者に提供してはならない。実施期間が終了し、又は本契約が解除された後においても同様とする。

イ 事業の履行に必要な業務従事者に対して、上記アの義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

ウ 当院は、事業者が本仕様書の内容に違反する恐れがある場合は、事業者に対し関係資料の提出を求め、又は当院の職員を関係場所等に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

### (4) 個人情報の適正な維持管理

ア 事業に当たり、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）に規定する個人情報（以下この条において「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

イ 事業に関する情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときには、速やかに当院に報告し、その指示に従わなければならない。実施期間が終了し、又は解除された後においても同様とする。なお、その事故発生理由にかかわらず、速やかにその状況、処置対策等を書面により当院に報告しなければならない。

### (5) 業務従事中の制服等

当院との協議により定めた制服及び名札を業務従事者に着用させなければならない。

(6) 総括責任者の選任

本事業を総括する責任者（以下「総括責任者」という。）を選任し、当院に届出なければならない。

(7) 総括責任者の責務

総括責任者は、当院と常に連絡を密にし、必要な報告を随時行うとともに、業務従事者の指揮監督をするものとする。

(8) 業務従事者の指導教育

業務従事者に対して、業務を遂行する上で病院という施設の特異性を考慮し、特に衛生面や接遇面での教育に重点を置いた教育研修を行い、当院にその研修結果報告書等を速やかに提出するものとする。

(9) 業務の確実性の確保

業務従事者の欠員が生じることのないように代替要員の確保等必要な措置を講じるとともに、業務の円滑な遂行のために必要な体制を整えなければならない。

(10) 消防訓練等への参加協力

当院が実施する消防訓練その他当院管理運営上必要な事業について、当院と協議の上、通常の業務に支障がでない範囲で参加協力すること。

(11) 業務従事者の安全衛生管理

事業者の責任において、作業中の安全衛生の確保に努めるものとし、業務従事者の健康管理を始め、院内感染防止等に万全を期するものとする。

(12) 通勤経路等の確保

事業者は業務従事者の駐車場・駐輪場を事業者の責任において確保すること。

## 12 その他

本仕様書記載のほか、疑義が生じた場合及び定めのない事項については、その都度当院と協議の上で決定するものとする。